

○長沼町建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

平成28年4月1日

制定

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第2条—第14条）

第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第15条—第23条）

第4章 その他（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置等に関して、町長が行う認定及び変更の認定（以下「認定等」という。）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（認定基準）

第2条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第30条第1項各号に規定する認定基準に適合するものとする。

（事前審査）

第3条 計画の認定申請を行おうとする建築主（以下この章において「申請者」という。）は、町長に法第29条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）に建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査（以下「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）に建築物エネルギー消費性能向上

計画に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を、住宅以外の用途に供する建築物である場合は登録建築物調査機関に調査機関審査を依頼し、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「計画認定適合証」という。別記様式第1号）の交付を受けるものとする。

2 前項の計画認定適合証は、法第30条第1項第1号及び第2号に規定する認定基準について、次に掲げる認定基準の区分の全てに適合することを証したものでなければならない。

(1) 外皮性能の基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準

（認定申請）

第4条 申請者は、法第29条第1項に規定する認定の申請をしようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「法施行規則」という。）第1条に規定する認定申請書を町長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第30条第2項の規定による申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項の規定による確認申請書を添えて、町長に提出しなければならない。

（認定申請に必要な図書）

第5条 申請者は、法施行規則第1条に規定する図書のほか、第3条第1項に規定する計画認定適合証を提出するものとする。

（認定の通知）

第6条 町長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第3条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付するものとする。

（計画の変更申請）

第7条 申請者は、法第31条に規定する変更認定の申請をするときは、法施行規則第5条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第3条から前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第8条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第9条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定された建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）の建築を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（別記様式第3号）に認定通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第10条 認定建築主は、認定計画の建築物の建築工事が完了したときは、建築士による認定計画に従って建築工事が行われた旨の確認を受け、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 法第32条の規定により町長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書（別記様式第5号）1部を町長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第11条 町長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（別記様式第6号）を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第12条 町長は、法第33条の規定による改善命令が必要と認めるときは、改善命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第13条 町長は、法第34条の規定による認定の取消しが必要と認めるときは、認定取消通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

(譲渡人決定の届出)

第14条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲渡人に譲り渡した場合には、認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を名義変更届出書（別記様式第9号）により町長に届け出ることとする。

第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（認定基準）

第15条 建築物のエネルギー消費性能に係る認定は、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

（事前審査）

第16条 建築物の所有者（以下この章において「申請者」という。）は、町長に法第36条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は登録建築物調査機関に調査機関審査又は登録住宅性能評価機関に評価機関審査を、住宅以外の用途に供する建築物である場合は登録建築物調査機関に調査機関審査を依頼し、建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証（以下「認定表示適合証」という。別記様式第10号）の交付を受けるものとする。

2 前項の認定表示適合証は、法第2条第3号に規定する基準について、次に掲げる基準の全てに適合することを証したものでなければならない。

(1) 外皮性能の基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他のエネルギー消費性能に係る認定に資する措置に関する基準

（認定申請）

第17条 申請者は、法第36条第1項に規定する認定の申請をしようとするときは、法施行規則第7条に規定する認定申請書を町長に提出するものとする。

（認定申請に必要な図書）

第18条 申請者は、法施行規則第7条に規定する図書のほか、第16条第1項に定める認定表示適合証を提出するものとする。

（認定の通知）

第19条 町長は、計画を認定したときは、法施行規則第8条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付するものとする。

(取下げ届)

第20条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第21条 町長は、認定申請の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第12号)を申請者に送付するものとする。

(認定の取消し)

第22条 町長は、法第37条の規定による認定の取消しが必要と認めるときは、認定取消通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

(譲渡人決定の届出)

第23条 所有者が計画に基づく建築物を譲渡人に譲り渡した場合には、認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物の名義を変更した旨を名義変更届出書(別記様式第14号)により町長に届け出ることとする。

第4章 その他

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。